

第 6 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 5 年 6 月 1 4 日 (水) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市美里庁舎 2 階 会議室 1

出席部会委員 1 小澤 哲男・ 2 川邊 千秋・ 3 下井 弘・ 4 田村 明
5 若林 卓哉・ 8 喜多 義幸・ 9 竹尾 泰
10 田中 茂人・ 11 清水喜代己・ 12 平松 崇己
13 横山 光次・ 19 太田 義政・ 23 水谷 隆

以上 1 3 名

欠 席 委 員 21 坂野 大徹

出席部会員外委員

議 長 第 1 農地部会長 太田 義政

事 務 局 職 員 野村事務局長・加賀次長・江副主査

総 合 支 所 河芸：本郷副主幹 芸濃：柴田担当副主幹 美里：中瀬担当副主幹
安濃：横井担当副主幹 香良洲：中山担当主幹

議 事 録 署 名 者 12 平松 崇己 13 横山 光次

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 時効取得による所有権の移転について
報告第 4 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)
報告第 7 号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 5 6 号)
附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは第6回第1農地部会を開催させていただきます。
本日の欠席は、坂野委員1名で、出席委員は13名です。
それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
12番 平松 崇己委員、13番 横山 光次委員よろしくお願いします。
まず初めに、会長専決等の報告事項、第1号から第7号に入ります。
事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正を
箇所、お願いいたします。
19ページの議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、
番号1をご覧ください。
この案件につきまして、左から4番目の現況地目が【田】となっているところ
を【雑種地】に変更をお願いします。
訂正は以上になります。申し訳ありませんでした。
- それでは、議案書の1ページから2ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から4で、件数は4件、合計面積は9,045㎡で、その内訳は田が
8,626㎡で畑が419㎡でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解
約したものであります。
- 3ページから10ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
番号1から15で、件数は15件、合計面積は64,664.27㎡で、その
内訳は田が56,221.00㎡、畑が6,332.55㎡、その他が2,110.72㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、
届出人に対して指導しております。
- 11ページをお願いいたします。
報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。
番号1 権利者 _____、申請地は畑で、取得年月日は昭和61年1月1
7日でございます。
番号2 権利者 _____、申請地は田で、取得年月日は平成15年2月1
日でございます。
以上、件数は2件、合計面積は1,184㎡で、その内訳は田が1,128

m²で畑が56m²でございます。

これらの案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

12ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

番号1 一般個人住宅用地

以上、件数は1件、合計面積は270m²で、すべて畑でございます。

13ページから14ページをお願いします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1 一般個人住宅用地

番号2 賃貸住宅用地

番号3 貸駐車場用地

番号4 駐車場用地

番号5 分譲住宅用地

番号6 駐車場用地

番号7、番号8 一般個人住宅用地

番号9 通路用地

以上、件数は9件、合計面積は2,822.32m²で、その内訳は田が1,149.00m²で畑が1,673.32m²でございます。

15ページをお願いします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1 病院用地

番号2 店舗兼事務所用地

以上、件数は2件、合計面積は1,695.00m²で、すべて畑でございます。

16ページをお願いします。

報告第7号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1 _____、主たる耕作物はカナメ、タイタンビカス、熱帯スイレン。耕作面積は、畑で5.8ha、合計5.8ha。

番号2 _____、主たる耕作物は三つ葉、青梗菜、タス。耕作面積は、畑で0.4ha、合計0.4ha。

番号3 _____、主たる耕作物は米、麦、大豆。耕作面積は、田で72.0ha、畑で0.7ha、合計72.7ha。

以上件数は3件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議案事項に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、17ページをお願いします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 高茶屋、申請地 高茶屋一丁目____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 267㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号2、地区 安東、申請地 長岡町井戸____、登記地目・現況地目とも畑、面積 224㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、兼業による営農縮小のためです。

番号3、地区 高野尾、申請地 高野尾町柿ノ木田____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,283㎡、受人 ____、面積 23,615㎡、渡人 ____。
譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、離農のためです。

番号4、地区 白塚、申請地 白塚町小山____、登記地目・現況地目とも畑、面積 202㎡ 外2筆、合計面積 557㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号5、地区 神戸、申請地 野田浜垣内____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 437㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、兼業による営農縮小のためです。

番号6、地区 安西、申請地 芸濃町北神山里ノ内____、登記地目・現況地目とも畑、面積 333㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。
譲受理由は、耕作利便のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号7、地区 村主、申請地 安濃町川西藤ヶ森____、登記地目・現況地目とも畑、面積 39㎡、受人 ____、面積 2,709.39㎡、渡人 ____。
譲受理由は、受贈のため、譲渡理由は、贈与のためです。

18ページをお願いします。
番号8、地区 村主、申請地 安濃町川西藤ヶ森____、登記地目・現況地目とも畑、面積 102㎡、受人 ____、面積 1,171㎡、渡人 ____。

譲受理由は、耕作利便のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号 9、地区 村主、申請地 安濃町浄土寺南中砂____、登記地目・現況地目とも畑、面積 8 4 2 m²、受人 _____、面積 7, 4 5 0 m²、渡人_____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

以上、件数は 9 件、面積は 4, 0 8 4 m²で、このうち田が 1, 9 8 7 m²、畑が 2, 0 9 7 m²でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号 1、地区 高茶屋、お願いします。

下井委員 3 番下井です。先般、現地確認しまして問題ないということでよろしくお願いいたします。

議 長 番号 2、地区 安東、お願いします。

川邊委員 2 番川邊でございます。6 月 4 日に地元推進委員さん 2 名と現地を確認いたしましたが、問題ございませんのでよろしくお願いいたします。

議 長 番号 3、地区 高野尾、お願いします。

若林委員 5 番若林です。地元推進委員と現地確認しましたが、問題ないということでよろしくお願いいたします。

議 長 番号 4、地区 白塚、お願いします。

田村委員 4 番田村です。現地確認に行っておりませんが、推進委員の報告で問題ないということです。よろしくお願いいたします。

議 長 番号 5、地区 神戸、お願いします。

小澤委員 1 番小澤です。現地ですが、特に問題ないということでよろしくお願いいたします。

議 長	番号6、地区 安西、お願いします。
田中委員	10番田中です。現地に行ってまいりました。お隣の方が引き受けるということで、問題ございませんのでよろしくお願いします。
議 長	番号7から番号9、地区 村主、お願いします。
横山委員	13番横山です。事務局並びに推進委員さんと現地確認させていただきました。3件とも何も問題ないということで、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。番号1から番号9について、地元委員さんから異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定をいたします。 次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします
事 務 局	19ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。 番号1、地区 櫛形、申請地 殿村大垣内____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 1, 549㎡、申請者 ____。 これにつきましては、申請地を穀物乾燥施設用地とするものです。 令和5年1月から農業用資材置場に使用している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 また、許可にあたっては開発の指導要綱との同時許可となります。 農地区分は、農業用施設用地と判断されます。 以上、件数は1件で、面積は1, 549㎡で、すべて田でございます。 この案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 櫛形、お願いします。
小澤委員	1番小澤です。6月8日に現地確認しました。周りの田んぼには何ら影響ないと考えます。よろしくお願いします。

議 長	番号1について、地元委員さんから、異議なしという発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	20ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。 番号1、地区 高茶屋、申請地 高茶屋小森町犬塚_____、登記地目・現況地目とも田、面積 803㎡ 外1筆、合計面積 1,566㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、496.2㎡、太陽光設備の資材置場と、車両展開スペースとするため、パネルの設置率は、32%になります。 農地区分は、第3種農地と判断されます。 番号2、地区 高茶屋、申請地 高茶屋小森町犬塚_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,299㎡、受人 _____、渡人 _____。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、496.2㎡、住宅が隣接することから太陽光パネルの配置を住宅に干渉しないように配置し、空いたスペースをメンテナンス用の作業場とすることからパネルの設置率は、38%になります。 農地区分は、第3種農地と判断されます。 番号3、地区 高茶屋、申請地 高茶屋小森町犬塚_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡、受人 _____、渡人 _____。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、496.2㎡、パネル設置率は、49%になります。 農地区分は、第3種農地と判断されます。 番号4、地区 雲出、申請地 雲出本郷町西添_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡、受人 _____、渡人 _____。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、496.2㎡、パネル設置率は、49%になります。 農地区分は、第3種農地と判断されます。 番号5、地区 櫛形、申請地 分部上頭_____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 282㎡、受人 _____、渡人 _____。 これにつきましては、申請地を庭用地とするものです。 平成5年頃から、樹木等を植え、庭として活用していた旨の始末書の提出が

ありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 櫛形、申請地 分部細山田____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1, 444 m²、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、880 m²、パネル設置率は、61%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 明、申請地 芸濃町中縄大市込____、登記地目・現況地目とも畑、面積 988 m²、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、510 m²、一体利用地を含めパネル設置率は、32%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

21ページをお願いします。

番号8、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本菖蒲谷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 2, 291 m² 外4筆、合計面積 3, 434.06 m²、受人 ____、渡人 ____ 外2名。
これにつきましては、申請地を建売分譲住宅用地とするものです。
許可証の交付につきましては都市計画法29条との同時許可となります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本出口____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 475 m²、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を放課後児童クラブ用地とするものです。
許可証の交付につきましては都市計画法29条との同時許可となります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は9件で、面積は12, 510.06 m²で、このうち田が6, 362 m²、畑が6, 148.06 m²でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1から番号3、地区 高茶屋、お願いします。

下井委員 3番下井です。先般関係者と現地確認いたしました。特に問題ないということで、よろしくお願いします。

議 長 番号4、地区 雲出、お願いします。

下井委員	3 番下井です。これも、関係者と先般現地確認しまして、問題ないということですのでよろしくお願いします。
議 長	番号 5、番号 6 地区 櫛形、お願いします。
小澤委員	1 番小澤です。5 番ですが、隣が開いてまして、使用目的は駐車場にすることで、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。6 番は 6 月 8 日に現地確認してきました。現地は背丈ほどの笹が生えている状態で、太陽光パネルと設置するということで、周りも問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	番号 7 地区 明、お願いします。
竹尾委員	9 番竹尾です。6 月 8 日に地元推進委員の方と一緒に現地確認しました。住宅地に隣接した場所で、太陽光にするということで、住宅への進入路に支障をきたさないようにちょっと控えてもらい、除草作業をしっかりとやっていただくことをお願いしました。問題ないと判断します。番号 8 番は分譲住宅用地ということで、会長さん、部会長さん、事務局の方と、地元の推進委員の方とで現地確認しました。斜面になっているところですが、_____から_____に行く道路沿いであります。周りの住宅地の方も了解しているということで、特に問題ないという判断をしました。9 番につきましては、_____のちょうど南側で、田んぼで耕作されておったところで 2 種農地ということですけど、放課後児童クラブ用地として活用するということです。非常に広いので余ったところはグラウンドとして使うとおっしゃって見えまして。推進委員の方と現地確認しましたが、問題ないものと判断しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 番号 1 から番号 9 について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第 3 号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	22 ページをお願いします。 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。 番号 1、地区 上野、申請地 河芸町久知野里前_____、登記地目・現況地目とも田、面積 538㎡、借受人 _____、貸渡人 _____。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、251㎡、パネル設置率は、47%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本東三ツ谷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 2,284㎡ 外1筆、合計面積 2,449㎡、借受人____、貸渡人____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件で、合計面積は2,987㎡で、このうち田が538㎡、畑が2,449㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番喜多です。この物件、何ら問題ございませんので、よろしく願いいたします。

議 長 番号2、地区 棕本、お願いします。

竹尾委員 9番竹尾です。6月8日に現地確認を行いました。この場所は以前にも違う業者が資材置場として活用していた農地です。また、違う業者が借りたいということです。現地確認をした結果、特に問題ないという判断をしました。

議 長 ありがとうございます。番号1から番号2について、地元委員さんから、異議なしということでございます。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。
次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)、事務局の説明をお願いします。

事務局 23ページをお願いします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)、でございます。
番号1、地区 草生、申請地 安濃町草生葉紅田____、登記地目・現況地目とも田、面積 262㎡、借受人____、貸渡人____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件で、合計面積は262㎡で、すべて田でございます。
この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 草生、お願いします。

横山委員 13番横山です。事務局、地元推進委員さんと4人で現地確認させていただきました。田んぼなんですけど、他の田んぼに影響ないかということですが、特に問題ないということでしたので、よろしくお願いします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議なしということでございます。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。
次に別冊でお配りしました、議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。
それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。
まず、津地区をご覧ください。
田の賃貸借、使用貸借で22,193㎡、畑の使用貸借で7,596㎡、契約件数は9件でございます。
河芸地区につきましては、田の使用貸借で15,490㎡、畑の使用貸借で2,107.81㎡、契約件数は6件でございます。
安濃地区につきましては、田の賃貸借で67,473㎡、畑の使用貸借で587㎡、契約件数は10件でございます。
芸濃地区につきましては、田の使用貸借で4,592㎡、契約件数は2件でございます。
美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で8,827㎡、畑の賃貸

借で626㎡、契約件数は2件でございます。

香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて118,575㎡、畑の集積は賃貸借、使用貸借を合わせて10,916.81㎡、合計契約件数は29件、合計面積は129,491.81㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区6件、河芸地区4件、安濃地区9件、芸濃地区2件で合計21件、合計面積は92,113㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で72.4%、面積で71.1%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについては、該当がございませんでした。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、2ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号1－4及び1－5についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 よろしいですね。ありがとうございました。

入室してください。

＜ 入 室 ＞

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 ＜一同 異議なし＞

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきしても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

 以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

 これを持ちまして、第6回第1農地部会を終了いたします。

午前10時38分

上記は、第6回第1農地部会の議事を記録したものである。

令和5年6月14日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____